

事業承継税制特例や中小企業の投資減税等が期限切れに

令和9年度における 各省庁の税制改正要望は？

各省庁等の令和9年度税制改正要望が出揃った。秋の臨時国会での飲食料品に係る2年間の消費税率引き下げもあり、要望自体は例年同様、租税特別措置の適用期限延長が主なものとなっている（今号22頁参照）。事業承継税制の特例措置や中小企業向けの投資減税、中小企業の軽減税率などが適用期限を迎えることもあり注目される。なお、その一方で、廃止項目は直系尊属から結婚・子育てで資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置など、全部で4項目にとどまっている。本特集では、各省庁等の主な税制改正要望を紹介する。

業績連動給与にサステナビリティ関連指標を

経済産業省の令和9年度税制改正要望のうち、大企業関係で注目されるのは、すでにお伝えしている事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設だ（本誌1135号7頁参照）。一定期間内に事業等の売却と買収を行う際の売却益に対する課税の繰り延べを行うというもの。ノンコア事業を売却して得た売却益を、コア事業の強化（M&A）や成長投資へと再配分するなど、好循環を促す。経済産業省は、日本企業の投下資本のうち、資本コストを上回る価値を創造している部門に配分されている割合は35%にとどまっており、戦略的な資本配分の見直しが必要と指摘している。また、業績連動給与について、利益の状況を示す指標、株価の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標に加え、中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略上の重要な指標として活用が進んでいるサステナビリティ関連指標について、算定指標として認める措置を講ずるよう求めている。

そのほか、技術的な見直しだが、イノベー

ション拠点税制の自己創出比率の見直しを求めている。同税制の対象となる知財は、令和6年4月1日以後に取得又は製作したものとされ、経過措置期間終了後（令和9年4月1日以後に開始する事業年度）の自己創出比率の計算に当たっては、令和7年4月1日以後の事業年度において発生した対象知財に直接関連する研究開発費を用いることとされている。このため、経過措置期間終了後、令和6年度に取得又は製作された知財については、自己創出比率はゼロになると指摘。結果、同税制による所得控除は発生しないことになってしまうとしている。

中小法人における交際費課税の特例延長を

中小企業関係では、中小企業向けの賃上げ促進税制の適用要件の基準を現行制度の「雇用者全体の給与等支給総額」から「従業員1人当たりの給与支給額」とするほか（本誌1137号11頁参照）、令和8年度末（令和9年3月31日）で適用期限が到来する租税特別措置の適用期限の延長を求めている。具体的には、